

令和6年

2月号

濱田会計事務所通信

令和6年2月1日発行 Vol.78

新 NISA が開始され投資に注目が集まっていますが、NISA と共に注目されている制度として iDeCo（個人型確定拠出年金）があります。

iDeCo は所得の高い人に効果が高い所得控除を受ける事が出来ます。個人事業者や小規模の会社の役員の方は、同様に高い所得控除を受ける事が出来る「小規模企業共済」という制度に加入することが出来ます。

似たような制度ですが違いもある為、違いを理解したうえで小規模企業共済に加入できる人は加入を検討してみてください。

なお、iDeCo と小規模企業共済は併用も可能です。



小規模企業共済制度とは

国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。2022年3月現在、全国で約159万人の方が加入されています。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまなメリットを受けられる、おトクな制度です。

加入資格

- ・建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社等の役員
- ・商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社等の役員
- ・上記に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

ポイント1 掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除

月々の掛金は1,000～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能で、加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。毎月の掛金は、個人の預金口座からの振替による払込みとなります。振替日は、毎月18日（18日が休日の場合は翌営業日）です。掛金の納付方法は、月払い、半年払い、年払いから選択できます。1年以内の前納掛金は支払った年の所得控除となります。

ポイント2 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能

共済金は、退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありません。共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。ただし、受取時の要件を満たさなければ上記の税制のメリットを受けられない場合もありますので、解約をする際は専門家にご相談の上、手続きを行ってください。

ポイント3 低金利の貸付制度を利用できる

契約者の方は、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度をご利用いただけます。低金利で、即日貸付けも可能です。



共済金(解約手当金)について

共済契約者の立場や請求事由によって、お受け取りになれる共済金の種類が異なります。

(1) 個人事業主の場合

- 共済金 A 個人事業を廃業した場合又は共済契約者の方が亡くなられた場合
- 共済金 B 老齢給付 (65 歳以上で 180 か月以上掛金を払い込んだ方)
- 準共済金 個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約をした場合
- 任意解約 上記事由に当てはまらない状態で解約をした場合

(2) 法人(株式会社など)の役員の場合

- 共済金 A 法人が解散した場合
- 共済金 B 病気、怪我の理由により、または 65 歳以上で役員を退任した場合
共済契約者の方が亡くなられた場合
老齢給付 (65 歳以上で 180 か月以上掛金を払い込んだ方)
- 準共済金 法人の解散、病気、怪我以外の理由により、または 65 歳未満で役員を退任した場合
- 任意解約 上記事由に当てはまらない状態で解約をした場合

共済金の受け取り事由により共済金の額は異なります。

(例) 掛金月額 1 万円で、15 年 (掛金合計額 : 1,800,000 円) 加入した場合

受取額 共済金 A : 2,011,000 円、共済金 B : 1,940,400 円、準共済金 : 1,800,000 円

任意解約の場合は 20 年以上掛金を納付していなければ、解約手当金は元本割れします。また、解約手当金は税法上一時所得とされ、税制上のメリットを十分に受ける事が出来なくなりますので、加入した場合は任意解約は控えるようにして下さい。

資金繰りが苦しくなった場合は解約するのではなく、掛金を減額 (最低 1,000 円) したり貸付制度を利用することを検討して下さい。

小規模企業共済は iDeCo とは違い、手数料がかかりません。

iDeCo のように自分で投資対象を選んで大きく運用成果を狙うというようなことは出来ませんが、解約方法を間違えなければ元本割れをすることもないので、安定して資産を運用することが出来ます。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・ 楽天証券新 NISA で投資信託を追加購入しました
- ・ 金融機関に勧められて購入した投資信託を 4 年間所有した結果
- ・ SBI 証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう
- ・ 楽天証券口座で新 NISA の積立購入設定をしよう
- ・ 楽天証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

